

# Single Parent101 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、Single Parent 101 と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡市に置く。

## 第2章 目的及び非営利事業

(目的)

第3条 本会は、ひとり親でも安心して暮らせる社会を目指すことを目的とする。

(非営利事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ひとり親に関わる相談事業
- (2) ひとり親に関わる就労支援事業
- (3) ひとり親の子育て支援に関わる事業
- (4) ひとり親支援者のための講演会、講座、セミナー等の企画、運営事業
- (5) ひとり親を取り巻く問題に関する出版事業
- (6) ひとり親を取り巻く問題に関する講演会、講座、セミナー等の企画、運営事業
- (7) 当法人の目的を達成するために必要な行政等からの業務の受託事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、役員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することが出来る。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡したとき。
  - (2) 会費を2年以上納入しないとき。

### 第3章 役員及び職員

(役員種別及び定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

1. 代表1名
  2. 副代表1名
  3. 会計1名
- 2 代表・副代長・会計は、総会において選出する。
- 3 役員の内任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の内任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の内職務)

第10条 代表は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副代長は代表を補佐し、代表に事故があるときは職務を代理する。
- 3 会計は、本会の内会計を担う。

(役員の内解任)

第11条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の内議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の内故障による、職務の内執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の内業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

### 第4章 総会

(総会)

第12条 この総会は正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催することができるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 会則、事業等の変更
  - (2) 解散
  - (3) 事業報告及び収支予算
  - (4) 役員の内選任または解任
  - (5) その他会の内運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の内過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 総会の内議事は、出席した正会員の内過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の内決するところによる。

(議事録)

第13条 議会の内議事については議事録を作成する。

### 第5章 役員会

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告及び決算)

第15条 代表は毎事業年度終了後、3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 資産

(資産等)

第17条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 助成金
3. 寄付金
4. 事業収入
5. その他の収入

(剰余金の非分配)

第18条 本会は、剰余金の分配を行わない。

第19条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 規約の変更・解散及び合併

(委任)

第20条 この定款に定めのない事項は役員会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第21条 この定款の変更は総会において出席者の3分2以上の承認がなければおこなえない。

(残余財産の帰属)

第22条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第111条第3項に掲げる者のうち、【静岡市】に譲渡するものとする。

(その他)

第23条 この会則の施行にあたり必要な事項は代表が役員にはかり別に定める。

## 附 則

本会則は、平成26年12月1日より施行

本会則は、令和5年7月14日より改訂